

<< 入札参加心得 >>

☆ 入札参加にあたっては、次の事項に留意し、入札に参加してください。

入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**になります。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ③ 所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
 - ④ 入札書記載の金額を、加除・訂正した入札
 - ⑤ 入札書に記名・押印のない入札
 - ⑥ 重要な文字の誤字・脱字、または計算間違い等により、記載事項が確認できない入札
 - ⑦ 同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
 - ⑧ 明かに連合と認められる入札
 - ⑨ 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する方は、再度入札に参加することはできません。
 - ① 初度の入札に参加しなかった者
 - ② 初度の入札に参加したけれど入札をしなかった者
 - ③ 連合その他不正な行為があった入札をした者

入札書について

- (1) 入札書は、必ず宮崎市が定めた様式により作成し、提出してください。
- (2) 入札回数は、3回とします。入札書は最低4枚準備してください。
- (3) 入札書は、消費税を抜いた金額をご記入のうえ提出してください。なお、落札業者と契約する場合は、消費税を加算した額で契約することになります。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出してください。
- (5) 受任者は委任状に押印した印鑑を入札当日携帯し、入札書には入札者の住所・氏名の記載及び代理人の記名・押印が必要となります。

提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、提出前に再度確認して提出してください。

公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「地方自治法施行令」及び「宮崎市財務規則」等関係法令を遵守し、入札に参加してください。
- (2) 入札参加者に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (3) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (4) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- (5) 連合その他不正な行為があった者は、指名通知後においても指名を取り消し、また連合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

異議の申立て

- (1) 入札後に、設計書、仕様書の内容が不明とする異議の申立てはできません。

入札の辞退について

- (1) 入札参加申込を行った後、入札執行前までに入札を辞退される場合は「入札辞退届」をご提出ください。FAXによる送信で結構です。
- (2) 入札を辞退するときは、次の各号により申し出てください。
 - ① 入札執行前には、「入札辞退届」を各担当課長に直接持参、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限り）してください。
 - ② 入札執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出してください。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引き、落札者を決定します。くじは辞退することができません。

契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。

なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。